

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)
【消費生活の環境基盤整備】 1-1 関係機関との連携の強化	(1) 関係機関とのネットワークの強化	1	市役所内ネットワークの強化	消費生活センター	引き続き、関係所管の開催する会議に参加し、(関係所管との)情報共有、連携に努めていく。 多重債務問題庁内連絡会を10月頃開催予定。 定期的に開催することにより、関係所管との連携を深めていく。	事業の見直しにより多重債務問題庁内連絡会は開催せず、構成所管に都の実施する多重債務研修会を案内し参加してもらった。 ・生活安全対策協議会 1回 ・包括的な地域福祉ネットワーク会議 2回 ・自殺対策庁内連絡会 4回 ・八王子駅周辺滞留者対策推進協議会 1回	都合により都の実施する研修会に参加できなかった所管を含め全ての構成所管に研修資料を送付し情報共有に努めた。
		2	地域のネットワークづくり	消費生活センター	引き続き、「高齢者見守り講座」を高齢者あんしん相談センターの6ブロック中、未実施のブロックにオンライン等で提供する。	市内を6圏域に分けて計画的に実施した最終年度として、拠点となる高齢者あんしん相談センター追分から他5つのセンターとオンラインでつなぎ、効果効率的な注意喚起、啓発活動ができた。	高齢者見守り講座を通じて、消費者トラブルに遭うリスクの高い高齢者及び高齢者に日頃から関わっている関係団体に啓発や情報提供ができた。
		3	消費者団体への支援	消費生活センター	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行う。また、消費生活フェスティバルを開催し、消費生活情報を提供するほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供する。 ・消費者団体連絡会: 3回開催 ・消費生活フェスティバル: 2月 ・出前講座	連絡会において毎回実施する情報交換のみならず、登録団体と連携して「ネットショッピング詐欺に注意!こんなサイトには気を付けて!」をテーマに学習会を開催し、各団体の消費者意識の向上を図るとともに、連絡会の連携強化に繋がった。 また、本市と共催で開催する消費生活フェスティバルにおいて、各団体がブースの出展及びミニセミナーの講演などを通して、市民へ消費生活に関する情報を提供することができた。	連絡会において、情報交換に加えて学習会を実施したことで、各団体の自主的な活動を促し、連絡会の連携が強化された。 また、消費生活フェスティバルへ出展してもらうことで、行政と消費者団体の相互理解及び連携強化が図られた。
		4	警察との連携強化	消費生活センター 防犯課	会議やイベントへの参加を通して情報交換・情報共有を行い、関係機関との連携を強化する。 国交付金を活用の上、前年同様に自動通話録音機を購入し、警察署やケアマネージャー等と協力しながら特殊詐欺被害に遭った方、被害に遭いそうな高齢者世帯を主な対象に積極的に貸与する。 また、新型コロナウイルス感染症の収束にともない、各種イベント啓発の機会が増加傾向にあるため、この機会を生かし高齢者やその家族に向けた啓発を強化する。 偶数月の年金支給日に防災行政無線を活用し、特殊詐欺被害防止の呼びかけを行う。	8月17日に開催した第3回消費生活審議会において、八王子警察署の生活安全課長及び本市防犯課長にオブザーバー参加を依頼し、八王子で発生している事案や住まいの防犯対策臨時補助金の情報共有を図り、連携を強化した。 ・警察署やケアマネージャーと協力しながら、自動通話録音機を貸与(令和6年度購入台数:1360件) ・高尾警察署の特殊詐欺強化月間(4月)にあわせ、陵南公園にて高尾警察署、防犯協会、母の会と合同で、特殊啓発チラシ入りのグッズを配布。 八王子警察署の特殊詐欺強化月間(4月)にあわせ、八王子駅北口ユーロード周辺にて、八王子警察署、八王子駅周辺の町会自治会の方と合同で、特殊啓発チラシ入りのポケットティッシュを配布。 ・10月22日に特殊詐欺啓発のため、八王子警察署と合同で大横保健福祉センター祭りにてパネル展示や啓発物品の配布を実施。 ・3月9日にサザンスカイトワー八王子1階東側広場において、生活安全部が主催となり八王子警察署等や八王子消防署等と合同で、防犯防災フェアを実施し、特殊詐欺等の注意喚起を実施。 ・偶数月の年金支給日に防災行政無線を活用し、特殊詐欺被害防止の呼びかけを実施。	警察及び本誌防犯課から、被害の実態、被害防止のための取り組みやアドバイスをもらうことにより、実態の共有や情報交換をすることができ、相互の連携を強化することができた。 警察などの関係機関と連携しながら、各種対策を講じてきたが、特殊詐欺の被害は依然として増加傾向となっている状況のため、今後も継続して注意喚起を実施するとともに、実施方法を工夫する必要がある。 令和5年特殊詐欺被害 件数:114件 金額:2億7,300万円 令和4年特殊詐欺被害 件数:89件 金額2億2,200万円

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)	
「統」【消費生活の環境基盤整備】 1-1 関係機関との連携の強化	(2) 事業者、商店会等との連携強化	1	商店街活性化の推進	地域での買い物の環境が充実することで、商店街が地域コミュニティの核としての役割を果たし、互いに顔みえる安心できる消費生活の環境が促進できるよう、地域商店街の活性化を推進します。	産業振興推進課	引き続き、商店街の会合等の機会に商店会連合会の存在をPRし、加入促進につなげる。	連合会主催イベントを実施することで、商店街に商店会連合会の存在をPRし、加入促進につなげた。	市や東京都による商店街向けの補助金を市窓口で案内したり、イベント実施により商店会連合会の存在をPRした。
		2	事業者指導の実施	食の安全に関する知識と理解の推進として、許可更新時における事業者向けの講習会や実務者講習会を通じて、食中毒防止、食品の取り扱い、食の安全に関する情報提供と指導を実施します。	生活衛生課	・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月)	事業者向け講習会は、4月から3月まで開催し、延べ15回開催した。実務者講習会は7月と11月に開催した。	・講習会を通じ、事業者に食中毒予防等に必要な知識や対応方法を情報提供した。 ・食品衛生上の観点から、事業者に対する指導は継続的に実施していく必要がある。
		3	事業者への啓発	商店会や商工会議所とも連携し、事業者に対して、法令遵守、消費者への適切な情報提供について啓発を行います。	消費生活センター	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北東地域	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているか立入検査を実施した。その際には、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。 検査時期:10月 検査地域:北東地域 電気用品:3店舗(2機種) ガス用品:3店舗(0機種) 液化石油ガス器具:3店舗(0機種) 消費生活用製品:3店舗(4機種) 家庭用品:3店舗(39品目)	立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。
		4	商店会、商工会議所との連携	商店会や商工会議所など、地域の経済団体の実施するイベントに参加し、消費者に身近なところで消費生活センターや消費生活に関する様々な情報を提供していきます。	消費生活センター	今後も情報交換や連携の機会を絶やさないようにする。	1月27日に開催された八王子市商店会連合会主催のあきんど祭り(参加人数:680人)において、靈感商法・悪質商法の注意喚起、消費生活フェスティバル及びエシカル消費講演会の開催案内を行った。	継続的に商店会連合会の主催するイベント参加・協力することで、商店会連合会との関係を維持するとともに、消費者への情報提供の機会を得ることができた。
					産業振興推進課	引き続き、各団体のイベントの実施状況をみながら、情報提供の方法などを検討していく。4月～3月	各商店街のイベント実施に伴い直接情報提供をおこなったり、東京都の支援事業についてメールで提供した。	情報提供の方法をメールにする等デジタル化を進め、各団体内での情報共有を促した。メールが受け取れない団体には郵送で情報提供した。
5	計量業務を通じての事業者との連携	中核市移行で権限委譲された「計量業務」を実施する機会を利用して、個人営業店を含めた事業者への情報提供及び情報収集を積極的に行い連携の強化を図ります。	消費生活センター	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間:5月～8月 立入検査実施時期:(前期)6月・7月 (後期)10月・11月	市内東部地域を対象に小型はかり、市内全域を対象に中型はかりの定期検査を実施した。 また、スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。 【定期検査】 検査期間:5月～8月 検査戸数:644件 検査個数:はかり 1,575個 分銅・おもり 307個 【立入検査】 検査時期:6月～8月 検査地域:南東 検査戸数:46件 検査個数:944個 検査時期:10月～11月 検査地域:南西 検査戸数:31件 検査個数:857個	はかりの定期検査、商品量目立入検査を実施し、適正な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。		

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)
【消費生活の環境基盤整備】 1-2 安心できる市内消費環境づくり	(1) 情報の収集と効果的な発信	1	事故情報などの迅速な提供	消費生活センター	消費者事故等の通知手順については内容を整理して5年度中に関係所管へ再度発信する。今後も定期的に情報を発信して、継続して報告が上がるように努める。	ドライヤー、パーソナルトレーニング、草刈り機、スマートウォッチ、紅麴サプリメントに関する5件の消費者事故情報を消費者庁に報告	消費生活相談の中で受けた事故情報を適宜、消費者庁等へ情報提供することで、商品やサービスの安全な利用へとつなげる。
		2	市民への安全情報の提供	消費生活センター	引き続き、関係機関からの注意喚起情報など、市民への情報提供を行う。	市ホームページやSNS等を通じて、市民への注意喚起情報の発信を適宜行った。	紙やデジタル様々な倍子ア6を活用して、より多くの市民に情報がいきわたるよう発信を工夫し、消費者被害の未然防止につながった。
		3	関係機関との情報共有	消費生活センター	引き続き、関係機関への情報提供や相談に関する連携を行い、情報共有を重ねていくことでネットワークの強化を図る。	主な情報提供先 ・警察・・・14件 ・消費者庁・東京都・・・13件	悪質事業者を捜査する警察への情報提供や、消費者庁及び東京都が悪質事業者への報告をおこなうことにより、消費者被害の救済・未然防止に役立てる。
		4	知識の普及・啓発	消費生活センター	消費生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルでの消費生活に関する知識の普及に取り組む。また、消費生活ニュースやくらしのレポートにより、定期的に情報提供を行う。 さらに、東京都消費者月間実行委員会、消費生活啓発推進委員会、消費生活センターの共催により、講演会を実施して知識の普及に努める。	消費生活啓発推進委員会と協働で「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」を作成するとともに、各種イベントへ参加し消費生活に関する知識の普及に取り組んだ。 ・環境フェスティバル:6月実施 ・生涯学習フェスティバル:10月実施 ・月間講演会八王子会場:11/24 41名 ・消費生活フェスティバル:2/3開催 290人来場 ・消費生活ニュース:毎月発行 11回 ※2・3月は合併号 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回 ・広報「消費生活特集号」発行	消費生活フェスティバルを開催し、エンカル消費や悪質商法の注意喚起をはじめ、多くの消費生活情報を来場者へ提供することができた。また、月間講演会は、フードマイレージをテーマにした内容であり、参加者にタイムリーな情報を提供することができた。 そのほか、消費生活ニュース、くらしのレポートを消費生活啓発推進委員会と共に発行し、最新の消費生活情報の提供と知識の普及を図ることができた。
		5	消費生活ニュース、くらしのレポートの発行	消費生活センター	定期的に「消費生活ニュース」、「くらしのレポート」の発行を行い、消費生活に関する情報を提供します。	「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」の認知が一層進むよう、内容の充実や周知を図る。	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供した。 ・消費生活ニュース:原則毎月発行 計11回発行 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 計3回発行

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)	
「続」消費生活の環境基盤整備 1-2 安心できる市内消費環境づくり	(2) 商品・サービスの安全性の確保	1	食の安全確保と情報提供	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 食品検査(随時) 事業者向け講習会(毎月) 実務者講習会(2回、7・11月) 街頭相談(1回、10月) 出前講座 	・市内で製造及び流通する食品検査を191検体実施した。 事業者向け講習会は4月から3月まで開催し、延べ29回開催した。 ・市民からの依頼による出前講座は、1回開催した。 ・10月に食に関する街頭相談を八王子食品衛生協会と共催する予定だったが、会場施設運営者の都合により中止となった。	・市内で製造及び流通する食品について検査を実施し、安全確保に努めるとともに、結果を市民に公表し、安全安心の推進に寄与することが出来た。 ・事業者向け講習会及び市民向け講座を開催し、食の安全・安心に関する情報提供を行うことが出来た。	
		2	住まいの相談会の実施	住宅政策課	継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 住宅増改築相談:月～金(8時30分～17時) 住まいのなんでも相談会:毎月(2日～5日間) 	市民が安心して住宅のリフォーム相談が出来るよう市内の施工業者の団体を紹介する「住宅増改築相談」を実施した。 また、本庁舎市民ロビーで市内の施工業者団体による「住まいのなんでも相談会」を実施した。 ・住宅増改築相談: 19件 ・住まいのなんでも相談会:開催日数 33日 相談件数 74件 ・耐震フェア(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催) :開催日数 2日 相談件数 15件	市の事業として実施することで、市民が安心して住宅に関する相談をすることができている。	
	(3) 適正な表示、適正な取引の実現	1	商品の表示に関する検査・指導の実施	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査と必要に応じて表示の指導を行います。立入時には事業者への啓発として、表示に関する冊子の配付や販売時の法的責務の再確認などを行います。	消費生活センター	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北東地域	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているか立入検査を実施した。その際には、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。 検査時期:10月 検査地域:北東地域 電気用品:3店舗(2機種) ガス用品:3店舗(0機種) 液化石油ガス器具:3店舗(0機種) 消費生活用製品:3店舗(4機種) 家庭用品:3店舗(39品目)	立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。
		2	適正な計量に関する検査・指導の実施	中核市移行に伴い権限移譲された計量業務に関して、商店や事業所において取引等に使用するはかりの定期検査、商品量目立入検査等を行います。また、様々な媒体により、適正な計量の重要性に関する啓発や情報提供を行います。	消費生活センター	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間:5月～8月 立入検査実施時期:(前期)6月・7月 (後期)10月・11月 買取検査実施時期:3月	市内東部地域を対象に小型はかり、市内全域を対象に中型はかりの定期検査を実施した。 また、スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。 【定期検査】 検査期間:5月～8月 検査戸数:644件 検査個数:はかり 1,575個 分銅・おもり 307個 【立入検査】 検査時期:6月～8月 検査地域:南東 検査戸数:46件 検査個数:944個 検査時期:10月～11月 検査地域:南西 検査戸数:31件 検査個数:857個 【買取検査】 検査時期:3月 検査品目数:12品目 検査個数:26個	はかりの定期検査、商品量目立入検査、商品買取検査を実施し、適正な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)
【消費者教育の推進】 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	(1) 効果的な啓発・情報提供の推進	多様な形態での情報提供	市広報・市ホームページ、テレメディア、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、消費者及び事業者に分かりやすく、適切な情報を伝えます。また、若者を中心に普及しているSNSの活用など、効果的で迅速な情報提供に取り組みます。	消費生活センター 橋本	市広報紙、市ホームページ、本庁舎ロビー・事務所の電子掲示板、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、積極的な情報提供を行う。 ・パネル展示:随時 ・消費生活ニュースの発行 12回 R5.4~R6.3月号 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・市ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示4,5,6,3月 ・はちバス車内広告掲示 4月~3月(18歳から大人!悪質商法に関する注意喚起・香書を予定) ・生涯学習フェスティバル10月 ・八王子市消費生活フェスティバル2月 ・市内図書館テーマ展示 啓発チラシ配布4月・5月 ・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京3~4回発行予定	多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行った。 ・パネル展示:センター内随時・南口総合事務所6/3~6/13 ・消費生活ニュースの発行 12回 R4.4~R5.3月号 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・市ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示及びはちバス車内広告掲示 6回 ・環境フェスティバル:6月4日(日)参加 ・生涯学習フェスティバル:10月28日(日)参加 ・第56回八王子市消費生活フェスティバル:2月4日(土) テーマ:「チャレンジしよう!くらしに活かすSDGs」参加者 366名 ・図書館テーマ展示「悪質商法に気を付けましょう」川口図書館(5/1~5/31)、生涯学習センター図書館(5/3~5/29)、中央図書館(5/10~6/12) 関係図書の出貸・啓発チラシ配布	紙媒体を施設に配架する啓発のみならず、SNSの活用や消費生活フェスティバルなど消費生活啓発推進委員の協力をいただきながら対面式の実施するなど、多様な啓発が行え、様々な層の市民に情報提供することができた。
		専門的な講座の実施	(独)国民生活センター、東京都金融広報委員会など専門的な知識をもった関係機関と連携して消費者教育に関する講座を実施します。	消費生活センター 森	令和4年度実施講座のアンケート結果などをもとに、市民のニーズをとらえた内容で開催する。 ・夏休み親子見学会7月 ・消費生活講座 ・月間講演会11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)	・夏休み親子講座「親子で学ぼうお金の使い方」(7月29日開催)29名参加 ・冬休み親子実験教室「飲み物の甘さ比べ」(12月23日開催)24名参加	年齢期の子どもにお金や製品表示等の知識を楽しく学びながら、消費生活に関する様々な事象に興味を持ってもらうことができた。
		出前講座などの啓発活動の推進	消費者トラブルを回避するために、出前講座やパネル展・消費生活フェスティバルといったイベントなどの様々な機会を、効果的な啓発活動を推進します。	消費生活センター 森	出前講座や消費生活フェスティバルを開催し消費生活に関する啓発を図る。 ・消費生活講座 ・月間講演会11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)	・図書館連携テーマ展示「悪質商法に気を付けましょう(消費生活センター)」(中央図書館(5/10~6/12)、生涯学習図書館(5/3~5/29)、川口図書館(5/1~5/31)) ・出前講座(計10回 167名参加) ・月間講演会「これが出発点!フードマイレージから考える日本の食料課題」(11月24日開催)41名参加 ・消費生活フェスティバルの開催(19参加団体)290名参加 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)「未来を変えるエンカル消費」(2月3日開催)24名参加	消費生活フェスティバルをはじめ、あらゆる機会を通じて、消費者トラブルへの注意喚起やエンカル消費の教育・啓発等を多くの市民に向けて行い消費者市民社会の実現を進めることができた。
		民間施設への啓発冊子の配備	情報が得にくい高齢者が消費者被害などの情報を把握しやすいように公の施設だけでなく、民間の施設への啓発冊子の配備などを推進します。	消費生活センター	公共施設以外の民間施設に掲示・配付の依頼を継続して依頼する。	・あきんど祭り、いちよう祭り、東京三弁護士会主催シンポジウム等、様々な機会を通じて、消費生活トラブルに関することや成年年齢引き下げに関する注意喚起等を行った。	いちよう祭りをはじめ、あらゆる機会を通じて、消費者トラブルへの注意喚起やエンカル消費の教育・啓発等を多くの市民に向けて行い消費者市民社会の実現を進めることができた。
		各種イベントでの啓発	市民と協力して、消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、パネル展などの様々なイベントの機会を利用して消費者に啓発活動を実施します。	消費生活センター	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、などの様々なイベントの機会を利用して、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施する。 ・環境フェスティバル 6/4 ・生涯学習フェスティバル 10月 ・消費生活フェスティバル 2月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・八王子駅南口総合事務所パネル展示:6月	第57回八王子市消費生活フェスティバル(2/3(土)・290人来場)を消費生活啓発推進委員会や消費者団体連絡会と共催し、消費生活に関連する19団体と連携して啓発活動を実施した。 ・環境フェスティバル:6/4(日) 東京たま未来メッセ(10,000人来場)SDGsの啓発として子どものゲーム、アンケート実施 ・生涯学習フェスティバル:10/28(土) 生涯学習支援センター(2,246人来場)計りのゲーム、ミニセミナーを実施 ・第57回八王子市消費生活フェスティバル:2/3(土) 生涯学習センター(290人来場) テーマ「未来へつなごう!くらしの知恵」 ・防犯・防災フェア:3/9(土) 八王子駅南口広場(700人来場)に参加し、靈感商法を含む悪質商法への注意喚起	イベントの開催や参加等、多様な機会を通じ様々な市民や団体とふれあうことで、効果的な啓発活動及び情報共有が図ることができている。

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)	
「統」 民を育む取り組み 2-1 自立し、行動する消費者市	(2) ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	幼児・保護者等の消費者教育	幼稚園・保育所での日々の教育・保育の実践の中での取り組みのほか、できるだけ早い時期から幼児とその保護者が、自らの安全を守る知識を身に付けられるよう、子育て中の保護者が集まるイベント等で消費者教育を行います。	消費生活センター	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、児童館こどもシティなどの様々なイベントに参加し、幼児・保護者等に消費者教育について触れる機会を提供する。 ・環境フェスティバル 6月 ・生涯学習フェスティバル 10月 ・消費生活フェスティバル 2月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・こどもシティ 3月	第57回八王子市消費生活フェスティバル(2/3(土)・290人来場)を消費生活啓発推進委員会や消費者団体連絡会と共催し、消費生活に関連する19団体と連携して啓発活動を実施した。 ・環境フェスティバル:6/4(日) 東京たま未来メッセ(10,000人来場)SDGsの啓発として子どものゲーム、アンケート実施 ・生涯学習フェスティバル:10/28(土) 生涯学習支援センター(2,246人来場)計りのゲーム、ミニセミナーを実施 ・第57回八王子市消費生活フェスティバル:2/3(土) 生涯学習センター(290人来場) テーマ「未来へつなごう! ぐらしの知恵」 ・防犯・防災フェア:3/9(土) 八王子駅南口広場(700人来場)に参加し、靈感商法を含む悪質商法への注意喚起	イベントの開催や参加等、多様な機会を通じ様々な市民や団体とふれあうことで、効果的な啓発活動及び情報共有が図ることができている。	
				子どもの教育・保育推進課	・5月に「食の安全・安心」をテーマとした研修会を開催する。 ・9月に重点テーマを設定し、「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」を実施する。 ・9月に「誤嚥防止」に関する講演会の開催と、心肺蘇生等について、実技研修を予定している。			・「食の安全・安心」研修5/15開催 参加者数52名 ・「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」取組報告書提出数53件 ・「心肺蘇生法」研修11/7開催 参加者数65名
		2	学校教育における消費者教育	小さい頃から消費に対する関心を高め、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。	消費生活センター	副読本のデジタル化について現場の意見を取り入れながら検討し具体化に向けて進めていく。	義務教育課程における学習指導要領などに基づき、令和6年度版小中学生向け消費者教育副読本をデジタルブックにて作成し、学校現場でタブレットにて効果・効率的に学習できる環境を整備した。	紙媒体からデジタル化へ切り替えた初年度の課題を整理し、2年目以降、引き続き持続可能な教育・啓発に取り組んでいく。
					教育指導課	副読本のデジタル化について現場の意見を取り入れながら検討し中学生副読本については具体化に向けて進めていく。		

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)
「統」【消費者教育の推進】 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「統」(2)ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	大学と連携した消費者教育	学生を中心とした若者に効果的に情報提供を行うために、大学コンソーシアム八王子とも協力し、学生や大学関係者への情報提供と消費者教育機会の提供を推進します。	消費生活センター	成年年齢引き下げにからむ、消費生活トラブル注意喚起情報資料等の提供 ・消費者被害防止紙ファイル配布 ・若者向け消費者被害防止リーフレット配布 ・若者啓発資料(東京都消費生活総合センター作成)配布 ・大学教職員向け研修会の開催 ・大学等新入生向け生活便利帳「BIGWEST」へ消費生活注意情報などを掲載 ・アンケート調査の結果を踏まえ、東京都等関係機関と連携して各大学の意向に沿った消費者教育の実施を検討する。	①高校・大学をはじめ、若者が集う機会を捉えて、成年年齢引き下げに関する注意喚起チラシ等を配布した。 ・消費生活情報「若年者の契約トラブルに注意」等資料配布(高校23校・大学等25校) ・大学新入生ガイダンス実施及び資料配布 消費生活情報「成年年齢引き下げ」(創価大学・創価女子短期大学) ・高校・大学教職員向け消費者教育意見交換会(高校1校、大学3校参加) ②消費者教育講座の実施 ・高校3校(帝京八王子、純心女子、南多摩) ・大学3校(創価、創価女子短期、中央)	成年年齢の引き下げに伴い、より注意が必要になる学生に向け学校の実情に合わせた消費者教育講座を行うことで消費者被害の未然防止を図ることができた。
			[統]学生を中心とした若者に効果的に情報提供を行うために、大学コンソーシアム八王子とも協力し、学生や大学関係者への情報提供と消費者教育機会の提供を推進します。	学園都市文化課	八王子市学園都市推進会議及び大学コンソーシアム八王子が発行する大学等新入生向けの生活便利帳に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、消費生活に関する情報提供を行う。また、より多くの新入生に対する啓発を図るため、市職員の新入生ガイダンスへの参加について、引き続き大学等に協力を呼び掛けていく。 大学コンソーシアム八王子や八王子学生会のSNS等を活用し、学生に対する啓発を行っていく。	①大学等新入生向けの生活便利帳「BIGWEST2023」での情報提供 ・消費生活センター及び東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、大学コンソーシアム八王子加盟25大学等に配布した。 ・年1回、35,000部発行 ②新入生ガイダンスでの情報提供 ・「BIGWEST2023」を活用し、八王子市を紹介する際に消費生活センター等の相談窓口について情報提供を行った。 ・新入生ガイダンス実施校：3校 ・参加者数：560名 ③大学コンソーシアム八王子大学等連携部会・部会員へのメール配信 ・消費生活センターからの依頼に基づき、2件メールを配信した ④「高校・大学教職員向け消費者教育意見交換会」の周知協力等 ・消費生活センターからの依頼に基づき、大学等への周知に協力するとともに、会議へ参加した。	大学等新入生向けの生活便利帳の発行や、大学等連携部会あてのメール発信等を通し、消費生活に関する情報提供を行うことができた。 また、大学等が開催する新入生ガイダンスに参加し、消費生活に関する掲載内容を含めた八王子市に関する情報提供をより広く行うことができた。
		高齢者への効果的な情報提供	消費生活センター	消費者被害にあうリスクの高い高齢者に対して安心して消費生活を送ることができるように、高齢者に日ごろ接している関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるよう取り組んでいきます。	出前講座及び高齢者見守り講座等を実施し情報提供を行う。 ・高齢者見守り講座 6回 関係機関と連携して、介護人材の研修会などの開催に合わせて実施することで多くの関係者に効果的に情報提供を行うことを試行する。 ・都と連携した高齢者見守り啓発用リーフレットを市内公共機関等に配布 ・出前講座 ・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに情報提供 4月～3月(毎月) ・注意喚起情報チラシの個配 生活協同組合パルシステム東京及び自然派くらぶ ・シニアクラブ連合会や民生児童委員の会合に出向き、注意喚起情報などを発信する。	・市内6圏域に分けて計画的に実施した最終年度として、拠点となる高齢者あんしん相談センター追分から他5つのセンター(旭町・大横・大和田・子安・中野)とオンラインでつなぎ、効果効率的な注意喚起、啓発活動ができた。(24名参加) ・出前講座(計10回 167名参加) ・高齢者被害特別相談(3日間・21件)	高齢者見守り講座を通じて、消費者トラブルに遭うリスクの高い高齢者及び高齢者に日頃から関わっている関係団体に啓発や情報提供ができた。
	4	高齢者への効果的な情報提供	福祉政策課	引き続き関係団体と連携し、情報提供を行う。	民生委員が八王子市消費生活審議会委員の委員として参加し、会長会等の会議の機会を利用して会議での内容や情報を持ち帰り共有することで、委員内での情報共有及び知識向上に努めた。 年数回、特殊詐欺や金銭トラブル被害などの相談先や事例などの注意喚起するチラシを民生委員・児童委員に配布し、高齢者世帯実態調査の際や、日頃の友愛訪問の際などに情報提供できるよう努めている。	引き続き地域の警察署や東京都からのチラシ等に目を通し、高齢者に情報提供できるよう知識の向上に努める。	
			高齢者福祉課	引き続き、関連部署との連携を継続しながら必要な情報を共有し、在宅高齢者の被害防止に努めるとともに、高齢者あんしん相談センターでのパンフレット配布など、消費者被害防止のための啓発に努める。	高齢者あんしん相談センター及び居宅介護支援専門員等にも情報提供・共有ができるよう、以下の取組を実施。 ・センター定例会での警察署による特殊犯罪詐欺の手口や被害状況等の情報共有 ・地域ケア会議での消費者被害者への個別支援 ・イベント等での相談窓口や被害状況の普及啓発 ・市内の犯罪被害情報の提供(毎月)※警察署、防犯課との連携	高齢者人口の増加や情報弱者、新たな手口等による被害が引き続き発生していることから、継続的な情報提供・普及啓発のほか、関係機関等との連携体制の強化が必要。	

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)
「統」 「消費者教育の推進」 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「統」(2) ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	5	障害者への効果的な情報提供 障害者が安心して消費生活を送ることができるように社会福祉施設や福祉サービス提供事業者など、地域の福祉関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいきます。	消費生活センター	関係所管と連携し、障害者向けに開催される講座の情報をキャッチし、障害に配慮した啓発が行えるよう模索する。 消費生活センター主催講座の募集時に要約筆記、手話通訳ありの募集を行うことで、障害者が参加しやすい講座の開催に配慮する。	多くの来場者を見込む講演会等において、コミュニケーションバリアをなくすため、手話通訳・要約筆記を取り入れた。 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)「未来を変えるエシカル消費」(2月3日開催)24名参加	バリアフリーの講座募集にあたっては、該当者がいなくても手話通訳者等を配置する必要があるため、イベントの規模や内容等により、対応いただく通訳ボランティアの方々への負担も配慮しながら、無理のない形で障害者にも開かれたイベントの募集方法を継続していく。
				障害者福祉課	事業者に対する研修を実施し、障害当事者の意思決定が尊重され、安心して消費生活が送れるよう、支援者のスキルアップを図る。	令和5年度において、国や都から、障害者に特化した消費生活に関する情報提供はなかった。 また、事業者においても、金銭管理の情報共有の需要は特になかったため、テーマとして取り上げることもなかった。	事業者に対する研修を実施し、障害当事者の意思決定が尊重され、安心して消費生活が送れるよう、支援者のスキルアップを図る。
		6	外国人市民を対象とした消費者トラブル防止の啓発 外国人市民を対象に消費者トラブル防止の啓発活動、多言語のホームページや八王子国際協会等を通じた消費者トラブルに関する情報提供を行います。	消費生活センター	関係機関と連携し継続実施について検討を進め、外国人向けの消費者教育を推進していく。	・外国人向けの消費者教育の実施はなし。 ・消費生活相談において、外国人市民が来られた際には、通訳や翻訳等を入れた対応をおこなった。	引き続き、多文化共生推進課や国際協会等、関係機関と連携しながら、必要に応じて外国人向け消費者教育・啓発にも取り組んでいく。
				多文化共生推進課	「在住外国人サポートデスク」で外国人からの相談を受ける体制を整えるとともに、必要に応じて、外国人向け情報誌「Ginkgo」などで、消費生活相談に関する啓発に努める。	「在住外国人サポートデスク」において、生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を実施した。 ・在住外国人サポートデスク:月～土曜日 午前10時～午後5時 相談件数 892件 ・専門家による外国人個別相談:行政書士 年12回 弁護士 4回	「在住外国人サポートデスク」における生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を行い、外国人市民が消費者トラブルに巻き込まれた際に相談できるよう相談窓口の体制を整えることができました。
		7	地域活動団体等への学習支援 地域で活動する団体や児童館などの地域活動拠点に向け、消費者教育に関する学習活動の支援を行います。また、市民のニーズにあった消費生活講座や出前講座を実施し、消費生活に関する意識を高める学習機会を提供します。	消費生活センター	地域で活動している団体との連携し、消費生活に関する学習の機会を広げる。	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行うとともにネットショッピング詐欺に関する勉強会を開催した。その後そのプログラムを消費生活フェスティバルのミニセミナーとして展開し、市民に消費生活情報として提供した。また、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会: 3回開催 ・消費生活フェスティバル:2/3(土) 290人来場 ・出前講座(10回 167名) ・東京都共催講座(1回 38名)	フェイストゥフェイスによる啓発イベントや講座の実施により、市民の理解度等反応を感じながら学習機会の提供をすることができた。 相変わらず出前講座のニーズが高い状況である。
				青少年若者課	継続実施。子どもの就労体験イベント「児童館・こどもシティ」において消費者教育を実施。 令和6年3月10(日)予定	令和6年3月17日(日)、オクトーレで子どもの就労体験イベント「こどもシティ in オクトーレ」を実施した。	子ども287人、付き添いの大人227人の参加があった。オクトーレの各店舗にも協力いただき、就労体験することによって報酬(ゲームができるおまつり券)が得られるしくみに子どもたちが熱心に楽しく取り組んだ。
	学習支援課			年間を通じて希望に応じて随時講座を開催することで市民の生涯学習意識の向上と、市政に対する理解の推進を図る。	全134回の出前講座のうち、消費生活センターが実施する2講座については、計10回開催し、167名が受講した。	高齢者のトラブルの事例を紹介し、対処方法を紹介することができた。また、当事者の目線だけではなく、見守り側の気づきポイントについても情報提供することができた。	

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)
「続」【消費者教育の推進】 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「続」(2)ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	8【追補】 未成年者・保護者等への教育・啓発	18歳到達前の未成年者や保護者等、また成年に達した若者に対して、「18歳成年」の権利・義務や成年年齢引下げについての情報を提供し、契約の知識、適正な金銭感覚を身につけ、自ら主体的に選択・行動できる消費者市民を育みます。	消費生活センター	R5年度実施のアンケート調査により、再度、学校のニーズに合わせた内容の講座等を東京都や関係機関との連携により順次実施していく。 ・帝京八王子中学高等学校6月、東京純心女子高等学校10月 ・南多摩中等教育学校、共立女子第二高等学校(実施時期未定) 大学も同様にアンケートを実施し、講座のニーズを掘り起こす。	①高校・大学をはじめ、若者が集う機会を捉えて、成年年齢引き下げに関する注意喚起チラシ等を配布した。 ・消費生活情報「若年者の契約トラブルに注意」等資料配布(高校23校・大学等25校) ・大学新入学生ガイダンス実施及び資料配布 消費生活情報「成年年齢引下げ」(創価大学・創価女子短期大学) ・高校・大学教職員向け消費者教育意見交換会(高校1校、大学3校参加) ②消費者教育講座の実施 ・高校3校(帝京八王子、純心女子、南多摩) ・大学3校(創価、創価女子短期、中央)	成年年齢の引き下げに伴い、より注意が必要になる学生に向け学校の実情に合わせた消費者教育講座を行うことで消費者被害の未然防止を図ることができた。
		教育 新社会人等	・新入社員に対する周知・啓発	消費生活センター	産業振興推進課で実施する中小企業対象新入社員合同研修の場を利用して、新社会人に対して啓発資料を配布し消費者被害に遭わないための周知を行う。	若者が遭いやすい消費者トラブルの事例紹介とトラブルに遭った際の相談先として消費生活センターの紹介を行った。(市内中小企業新入社員40名対象)	社会に出て様々な契約行為の機会の増えるタイミングで効果的な啓発ができた。
		教育 成人一般	・情報紙の発行、出前講座の実施 ・社員研修等への講師派遣、出前講座の実施 ・啓発用DVDの作成、貸出 ・消費者教育に関連した講座の開設・実施	消費生活センター	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。広報「消費生活特集号」を発行し、啓発を行う。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4~3月号) ・くらしのレポート 3回発行 ・出前講座 ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) ・東京都共催講演会(共催) ・広報「消費生活特集号」発行	・図書館連携テーマ展示「悪質商法に気を付けましょう(消費生活センター)」(中央図書館(5/10~6/12)、生涯学習図書館(5/3~5/29)、川口図書館(5/1~5/31)) ・出前講座(計10回 167名参加) ・月間講演会「これが出発点！フードマイレージから考える日本の食料課題」(11月24日開催)41名参加 ・消費生活フェスティバルの開催(19参加団体)290名来場 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)「未来を変えるエシカル消費」(2月3日開催)24名参加 ・消費生活ニュース(4月~3月) 4,950部発行 ・くらしのレポート(4か月毎) 1,500部発行 ・広報消費生活特集号(9月1日号) 280,756部発行	消費生活フェスティバルをはじめ、あらゆる機会を通じて、消費者トラブルへの注意喚起やエシカル消費の教育・啓発等を多くの市民に向けて行い消費者市民社会の実現を進めることができた。
「続」(3)公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	1 食育と地産地消の推進	第2期八王子市食育推進計画に基づき、乳幼児から高齢者まですべてのライフステージを対象に、地域一体となった取り組みを進めます。また、新鮮・安全・安心な農産物を提供する「地産地消」を推進します。	保健総務課	様々な年代が訪れるイベント「健康フェスタ・食育フェスタ」を通じて、食育に関する情報を多くの方に提供していく。なお、規模をコロナ前に戻し、民間企業等の参加も募り実施を予定。	令和5年5月21日に規模を通常規模に戻してエスフォルタアリーナ八王子で実施。 協賛企業:14社 参加団体:48団体 参加者(延べ):10989名	参加無料のフェスタであるため、気軽に来場しやすく、健康・食育にあまり興味関心がない層に向けて情報発信を行うことができた。	
		農林課	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給(道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA春の植木市 4/22、23 JA秋の植木市 10/14、15 JA農業祭・農林畜産物品評会 11月上旬 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 3農園 126区画 ひよどり山農園 470区画 農業体験 稲作体験 6/10、10/7、11/11 じゃがいも掘り 6月下旬 さつまいも掘り 10月上旬 搾乳体験 日程未定 野菜の収穫体験 日程未定 野菜の収穫体験(JA主催) 日程未定 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給(道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA春の植木市 4/22、23 JA秋の植木市 10/14、15 JA農業祭・農林畜産物品評会 11/11、12 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 3農園 126区画 ひよどり山農園 470区画 農業体験 稲作体験 6/10、10/7、11/11 じゃがいも掘り 6/25 さつまいも掘り 10/22 搾乳体験 12/6、12/7、12/8、12/10 野菜の収穫体験 12/3 野菜の収穫体験(JA主催) 7/29 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り7/28	消費者の食に対する安全・安心への要求に応えるため、道の駅やJA直売所、庭先販売等で新鮮な地場農産物を提供し、「地産地消」を推進した。 また、農園事業の区画増設や観光農園のPRを行うとともに、農業体験事業の実施を続けることで、生産者と消費者の交流機会を推進した。		

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)
「統」 「消費者教育の推進」 2-1 自立し、行動す	「統」(3) 公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	小中学校における食育の推進	小中学校においては、食育リーダーを中心とした食育推進体制を組織し、食に関する指導の全体計画や年間指導計画の作成、授業改善を支援するなど、各教科・領域、給食・給食時間を通して、食育を実践します。	教育指導課	令和5年9月より全市立中学校で学校給食を提供する予定であり、引き続き食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づき、各学校で学校給食を活用した食育を充実させる。	市立中学校の学校給食において、令和5年度から導入した学校については、他学校と連携を図りながら進めることができた。食育指導について、栄養士の方が発達段階に応じた食育指導を行った学校もあった。	学校給食の導入により、保護者の負担が減ることが予想される。また、給食の準備を通して、より良い人間関係の形成にもつながる。
				学校給食課	引き続き、八王子にゆかりのある食材を使用した料理や郷土料理を取り入れ、八王子の歴史や文化に触れる機会を設けることで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を発見できるように取り組む。また地場農産物の給食への使用にも力を入れていく。 SDGsをテーマとした食育教材の作成に取り組み、子どもたちの「もったいない」の心を育む。 夏期休業期間等を活用した料理教室や給食室の調理体験などを通し、より多くの児童が調理に親しむ機会を得られるような方法を研究していく。また、ホームページ等を通じた料理レシピの提供やクックパッドへの投稿等を継続し、家庭における食育の支援に取り組む。 中学生が調理の流れや食品ロスなどを学べる機会を設けるとともに、本市の食育の目標である「自分で弁当を作る子どもの育成」に取り組んでいく。また、引き続き地域に向けた試食会や食育講座等を開催する。	文化庁100年フードに認定された「かてめし」や「桑都焼き」などの日本遺産献立や、八王子にゆかりのある食材を使用した料理を引き続き給食で提供し、八王子の歴史文化を伝える食育を展開することで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を再発見できる機会になるように取り組んだ。 地場野菜の使用量は年々増加しており、令和5年度の使用率は37.5%(前年度より3.5%増)だった。野菜以外にブルーベリー、パッションフルーツ、米粉、柚子、桑の葉などの地場農産物を給食で提供した。 環境教育の一環として、「環境と食」をテーマとしたSDGsの情報に特化した食育メモを月1回作成し、給食時間に子どもたちに伝える取組を行った。また、10月の食品ロス削減月間には、「もったいない」をテーマに各学級で目標を立てて取組む「もったいない大作戦」ウィークを実施した。 夏期に実施している料理教室は、感染症の位置づけが変更になってすぐの夏休みだったこともあり、実施できた施設は4分の1程度であったが、料理レシピサービス「クックパッド」では、引き続き八王子市公式キッチンに給食レシピを投稿し、オンラインを通じて家庭や地域への食育支援に取り組んだ。また、学校給食のInstagramは認知度が上がり、八王子の学校給食の紹介や食育の取組みについて広くPRすることに繋がった。 ○レシピ投稿数(R6.5月現在):133 ※学校給食以外のレシピも含む ○フォロワー数(R6.5月現在):1,198名 給食センターでは、食育イベントや親子を対象とした料理教室を開催した。また各給食センターで定期的に試食会を実施した。 ○料理教室 3回実施 ○食育イベント 4回実施 ○試食会 各給食センターで月3~4回程度実施	昨年度に引き続き、給食を通じて八王子の文化や魅力を子ども達に伝えることができた。また、八王子と姉妹都市との歴史的つながりや、地場農産物の提供を行い、年間を通じて計画的に食育を推進することができた。 地場野菜の使用率について、以前国の施策で目標値とされていた30%を超える値が続いている。統一献立以外でも、積極的に地場野菜を取り入れて子どもたちに提供した。 オンラインを通じた食育支援について、クックパッドやInstagramなど広く認知されたサイト等を活用することで、より多くの市民に、給食と食育の取組みをPRすることができた。 給食センターでは、Instagramなどで広く参加者を募り、料理教室や食育イベント、試食会を開催し、多くの市民が食に親しむ機会とすることができた。

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)
「統」【消費者教育の推進】 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「統」(3) 公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	3	環境に配慮した消費行動 環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。また、ごみの減量、リサイクルを推進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。	環境政策課	・6月4日に2023八王子環境フェスティバルの実施を予定している。 ・夏休み期間にあわせて北野環境学習センターで生物多様性周知啓発イベントの実施を予定している。	【環境フェスティバル】 ・6月4日に環境フェスティバルを開催し、延べ約10,000人が来場した。 ・各出展ブースが目指すSDGsゴールのロゴを掲示し、来場者にPRを行った。 【生物多様性周知啓発イベント】 ・市内に生息する生きものなどの生体展示や市民との協働でつくるビオトープなど、環境学習や生物多様性の普及啓発を目的とした「生きもの展示室」を開設した。 ・8/11～8/20にオープン記念イベント「遊んで学べるミニ水族館」を開催し、約4,200人が来場した。 ・生物多様性等環境に関するパネル等を展示し、環境問題の周知啓発を行った。	【環境フェスティバル】 子どもたちを中心に、体験等を通じて環境について学んでもらうことができた。 参加者の意識改革、環境配慮行動につながることを期待する。 【生物多様性周知啓発イベント】 生きもの観察やふれあいを通じ、生物多様性や自然環境を守ることの大切さを学んでもらうことができた。
				ごみ減量対策課	・フラワーフェスティバル由木(4月)、健康フェスタ(5月)、環境フェスティバル(6月)、食育イベント(6月)、戸吹クリーンフェスタ(未定)、消費生活フェスティバル(2月)等イベントでごみの減量および資源化について啓発。 ・南口総合事務所、図書館等での展示を通しごみの減量および資源化について啓発。 ・市ホームページ、SNS等を利用した啓発。 ・フードシェアリングサービス「タバスケ」の継続実施。 ・広報特集号「ごみゼロ通信」の発行(10月) ・ダンボールコンポスト・コンポスター講習会を実施する。(目標開催回数計32回、参加者数延べ320名)更に、取り組み始めてからのフォローを充実させ、取組み世帯の定着を図る。	・フラワーフェスティバル由木(4/29・4/30)、健康フェスタ・食育フェスタ(5/21)、環境フェスティバル(6/4)、食育イベント(6/17・6/18)、はちっこキッチンフェスタ(10/14・10/28・11/11)、戸吹クリーンフェスタ(10/22)、消費生活フェスティバル(2/3)等のイベントへ出展し、食品ロス削減などごみの減量および資源化について普及啓発を実施した。 ・南口総合事務所、図書館等での展示を通し、ごみ減量および資源化について啓発を実施した。 ・市ホームページ、SNSを活用した啓発を実施した。 ・フードバンク団体及び民間企業(JR東日本)と連携し、フードドライブを実施した。(10/6～10/8) ・市施設を窓口にフードドライブを実施し、フードバンク団体に提供した。(約490kg) ・フードシェアリングサービス「タバスケ」を継続して実施した。 ・広報特集号「ごみゼロ通信」(10月1日号)を発行した。 ・ダンボールコンポスト、コンポスター講習会及び市内小学4年生を対象とした校内活用授業を通して、ごみの減量および資源化について啓発を実施した。(ダンボールコンポスト、コンポスター講習会開催回数:38回、受講者数:延べ533名、校内活用授業参加校:2校)	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に指定されたことから、前年度と比較して、各種イベントへの出展回数を増やし、周知啓発に力を入れて取り組めた。あわせて、民間企業やフードバンク団体と連携したフードドライブの実施やフードシェアリングサービス「タバスケ」の活用を促すことで、食品ロス削減に貢献した。 また、市民向けに生ごみリサイクルに関する講習会等を開催し、ダンボールコンポスト等の普及・定着を図ることで、家庭から排出される生ごみの減量・資源化を推進することができた。
				水再生施設課 館クリーンセンター	【館クリーンセンター】 新型コロナウイルスも感染状況を鑑みながら、小学校見学や環境イベントを行い、環境教育・環境学習の推進を図る。 【予定】 4月～6月…小学校見学対応 6月…環境フェスタ出展 8月…煙突のぼり 【水再生施設課】 新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら環境イベントの参加や職場体験を通して、環境教育・環境学習の推進を図る。 6月 環境フェスティバル出店 7月～9月 職場体験(中学生)受入れ	【館クリーンセンター】 10名以上の団体の見学や個人の見学、イベント実施や出展を行い、環境教育・環境学習に取り組んだ。 ・見学 団体 62件 2002名 個人 4413名 ・環境フェスタ 6月 出展 ・戸吹クリーンフェスタ 10月 出展 ・煙突のぼり 5回 76名 ・昆虫観察会 1回 8名 ・特別工場見学会 2回 49名 環境イベントの出店や職場体験を通して、環境関連施設の役割・意義を伝え、環境への意識の向上を図った。 ・環境フェスティバル出店 ・八王子水辺活動チャレンジ出店 ・明神町二丁目町会との協働花植え事業 3回実施 ・職場体験(中学生) 3校受入れ ・参加予定のあったかホールまつりは中止	見学については予想をはるかに上回る合計6415名の市民の方に来場してもらい、また、各種イベントを通して環境教育・環境学習に取り組めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、環境イベントの出店や中学生の職場体験受入れなど、昨年度に比べ多く取り組むことができた。
戸吹クリーンセンター	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行う。 ・戸吹クリーンフェスタ 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行う。 <参加イベント> ・環境フェスティバル ・あったかホールまつり	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行った。 ・戸吹クリーンフェスタ(10月22日) 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行った。 <参加イベント> ・環境フェスティバルは、感染対策をして参加した(6月4日) ・あったかホールまつりは、中止となったため不参加。	・コロナが5類に変更されたことにより自主的な感染対策を実施しイベントに参加した。 ・イベントを通じ啓発活動を行うことで、ごみの減量・リサイクルへの関心と理解を深めることができた。				

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)	
「統」 「消費者教育の推進」 2-1 自立し、行動する	「統」(3) 公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	4	小中学校における環境学習	教育指導課	引き続き環境教育全体計画及び年間指導計画を基にしてSDGsを取り入れた指導を推進する。 また水環境政策課が作成した冊子「川と友だちになるノート」を活用し、自然をより身近に感じられるようにしながら環境教育を推進する。	各校年間指導計画にSDGsを取り入れ、各教科等の中で指導を進めていった。また、「川と友だちになるノート」も活用しながら、環境教育の取組を進めていた。	SDGsを取り入れることにより、児童生徒が環境教育に興味をもつことが期待できる。また、今後環境を意識しながら生活し、実践できると良い。	
		5【追補】	SDGsの推進	様々な社会の課題とSDGsとのつながりを知り、「持続可能な世界を築くためには、何をしたら良いのか。一人ひとりが、どのように目標達成に貢献できるのか」を考え、実行できる消費者市民を育みます。	消費生活センター	エシカル消費講座・SDGsに関する講座を実施し、市民の関心を高めていく。 講座の周知と関連情報提供の時期を工夫して効果的な啓発を行う。	・月間講演会「これが出発点！フードマイレージから考える日本の食料課題」(11月24日開催)41名参加 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)「未来を変えるエシカル消費」(2月3日開催)24名参加 ・いちよう祭り「CHITOSEYAさんと共創したエシカル消費啓発活動」(11月18・19日開催)	消費生活フェスティバルを開催し、エシカル消費や悪質商法の注意喚起をはじめ、多くの消費生活情報を来場者へ提供することができた。また、月間講演会は、フードマイレージをテーマにした内容であり、参加者にタイムリーな情報を提供することができた。 そのほか、消費生活ニュース、くらしのレポートを消費生活啓発推進委員会と共に発行し、最新の消費生活情報の提供と知識の普及を図ることができた。
		教育	倫理的(エシカル)消費の啓発(*2)	障害者の作った製品やフェアトレード商品の購入など、人や社会・環境に配慮した消費行動を推進するため、倫理的(エシカル)消費関連の各種イベント、講座を実施します。 学習指導要領などに基づき、社会科、家庭科をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。	消費生活センター	他機関との連携を継続し、市ホームページや消費生活ニュースなどを活用し、情報発信して市民のエシカル消費への取り組みを喚起する。 「TOKYO エシカル」プロジェクト参加を契機にエシカル消費を実践しやすい環境の構築を図る。	・月間講演会「これが出発点！フードマイレージから考える日本の食料課題」(11月24日開催)41名参加 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)「未来を変えるエシカル消費」(2月3日開催)24名参加 ・いちよう祭り「CHITOSEYAさんと共創したエシカル消費啓発活動」(11月18・19日開催)	消費生活フェスティバルを開催し、エシカル消費や悪質商法の注意喚起をはじめ、多くの消費生活情報を来場者へ提供することができた。また、月間講演会は、フードマイレージをテーマにした内容であり、参加者にタイムリーな情報を提供することができた。 そのほか、消費生活ニュース、くらしのレポートを消費生活啓発推進委員会と共に発行し、最新の消費生活情報の提供と知識の普及を図ることができた。
					教育指導課	学習指導要領に基づき、副読本等を活用しながらエシカル消費や持続可能な社会への理解や関心を高める。	各教科の中で、副読本を活用してフェアトレードや、エシカル消費について具体的な事例を用いて取組を進めていた。	エシカル消費について、関心を高めることにより、日々の生活における消費の流れを知ることができる。今後はより自分事として捉えて生活していくことが期待できる。
				産業振興推進課	八王子市ものづくり企業地域共生推進助成金を引き続き実施。	八王子市ものづくり企業地域共生推進助成金制度により、地域において、周辺との調和を図るため、機器の更新や工場の改修などの操業環境改善事業を行う事業者等に対して、費用の助成を行った。 令和5年度の実績は4件。	助成金を交付することで、騒音や振動、臭い等を軽減し、市内の工場周辺の環境が改善され、SDGsのゴール11に示す「住み続けられるまちづくりを」に寄与した。	

(*1) Education for Sustainable Developmentの略。現代社会のさまざまな課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のことを示します。

(*2) 障害者の作った製品、寄付付き商品、フェアトレード商品、エコ商品、リサイクル製品の購入など、消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うことです。
(出典 消費者庁「倫理的消費」調査研究会中間とりまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～)

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)	
【消費者教育の推進】 2-2 消費者教育推進の担い手の育成と資源の活用	(1) 消費者教育の担い手の育成	消費者教育の担い手の育成	消費者が生涯を通じて学べるよう、消費関連団体をはじめ、学校や地域の人材、消費者個人など、消費者教育の幅広い担い手を育成して行きます。	消費生活センター	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行う。また、消費生活フェスティバルを開催し、消費生活情報を提供するほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供する。 ・消費者団体連絡会：3回開催 ・消費生活フェスティバル：2月 ・出前講座 ・消費生活教育講座：1回	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行うとともにネットショッピング詐欺に関する勉強会を開催した。その後そのプログラムを消費生活フェスティバルのミニセミナーとして展開し、市民に消費生活情報として提供した。また、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会：3回開催 ・消費生活フェスティバル：2/3(土) 290人来場 ・出前講座(10回 167名) ・東京都共催講座(1回 38名)	市民の身近で消費生活に関する活動を進めるため、連絡会で情報・意見交換を行った。 また、消費生活フェスティバルを対面で開催することにより、消費生活情報を直接市民へ提供することができた。 そのほか、講座の実施により、消費者教育の担い手の育成につなげた。	
	(2) 効果的な教育資料の開発・活用	1	消費関連教育資料の開発と活用	自主的な学習活動の支援を行うため、消費生活に関連する図書・DVDなどの充実、啓発パンフレットや教材の開発等に努めます。また、消費生活に関する図書、DVD、ビデオなどの貸出を行います。	消費生活センター	小・中学校の副読本のデジタル化を進め、教員に活用してもらうことで、児童・生徒への消費者教育を推進する。	個人・団体への消費生活に関する学習の支援として、消費生活に関する図書やDVDの貸し出しを行った。 令和6年度版小・中学生向け消費者教育副読本については、DX推進によるCo2削減及び効果的な学習手法として紙での冊子配布を廃止し、消費生活に関する教育資料としてデジタルブックとして作成し、学習系ネットワークGoogleドライブやホームページに掲載することで、誰もがいつでも学習できるような仕組みをつくった。 ・図書等貸し出し 3件 ・小学生向け消費者教育副読本「わたしたちのくらしと商店の仕事」 ・中学生向け消費者教育副読本「磨け！消費者力」	図書やDVDを始めとするビデオの貸し出しを行っているが、利用者はほぼ皆無である。事業の縮小を含め、今後の在り方の検討を要する。 紙媒体からデジタル化へ切り替えた初年度の課題を整理し、2年目以降、引き続き持続可能な教育・啓発に取り組んでいく。
					生涯学習センター図書館	中央図書館及び生涯学習センター図書館において、関連図書・チラシ・ポスターの展示・貸し出しを行う。	5月3日から29日までの期間、生涯学習センター図書館にて「悪徳商法に気を付けましょう」をテーマに資料の展示等を行った。今回は54冊をテーマ本として展示し、館内で自由に閲覧してもらったほか、希望者には貸し出しを行った。同時にポスターの掲示や冊子の配布も行った。	5月の消費者月間に合わせてテーマ展示を行ったことで、より来館者に対してアピールできた。書架に並べるだけでなく展示することで、資料を手にとってもらうきっかけをつくることができた。
	2【追補】	2	デジタルの特性に合わせた教材開発の推進	市立学校における授業でのPC活用が標準になることで、教育教材のデジタル化が進んでいます。デジタルの特性を活かし、消費者教育の副読本を電子化し、子どもたちが消費生活を身近に捉え、賢い消費者として行動できるように努めます。	消費生活センター	副読本のデジタル化について現場の意見を取り入れながら検討し中学生副読本については具体化に向けて進めていく。	令和6年度版小・中学生向け消費者教育副読本については、DX推進によるCo2削減及び効果的な学習手法として紙での冊子配布を廃止し、消費生活に関する教育資料としてデジタルブックとして作成し、学習系ネットワークGoogleドライブやホームページに掲載することで、誰もがいつでも学習できるような仕組みをつくった。 ・小学生向け消費者教育副読本「わたしたちのくらしと商店の仕事」 ・中学生向け消費者教育副読本「磨け！消費者力」	紙媒体からデジタル化へ切り替えた初年度の課題を整理し、2年目以降、引き続き持続可能な教育・啓発に取り組んでいく。
					教育指導課			
	(3) 消費者団体・事業者団体等との連携	教育	消費者団体・事業者団体等との連携	行政の消費生活部門、教育機関や消費者団体だけでなく、事業者・事業者団体、民間機関など、消費者教育等を担いうる多様な団体・機関と連携し、それぞれの得意分野のノウハウを有効に活用して行きます。	消費生活センター	消費者団体連絡会が参加団体にとって有益かつ魅力的な会になるよう、また、消費生活の啓発に参加頂けるような仕掛け作りをする。	消費者団体連絡会が参加団体にとって有益なものとなるよう、情報交換のみならず学習会を開催し、テーマに沿った内容で消費者トラブルについて意見交換した。 開催：3回	連絡会において、情報交換に加えて学習会を実施したことで、各団体の自主的な活動を促し、連絡会がより有益なものとなった。

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)	
【消費者被害の防止・救済】 3-1 消費者被害の防止・予防	(1) 相談・情報提供による消費者被害の防止・予防の強化	1	消費者被害事例の情報提供	消費生活センター	引き続き、市の公式LINEなどのSNSや広報特集号等を通じて、情報提供を行う	昨年度に引き続き、成年年齢引き下げに伴い狙われやすい若年者への注意喚起やガス給湯器や屋根工事の点検商法について、各種イベントを通じたチラシ配布、消費生活ニュース等に掲載するなど、紙媒体のみならずSNSを通じた発信により広く情報提供を行った。 防犯課と民生委員・児童委員の情報ネットワークを活用し、相談から得た市からの依頼を語る点検業者の手口を即時に情報発信した。 広報特集号では、エシカル消費啓発に関して重点的に盛り込み、都と連携した取組を紹介した。	相談事例から、注意喚起が必要な情報を、様々な手段で市民に周知することができた。SNSを活用した発信により多くの市民に情報がいきわたる事で、悪質事業者の行動抑止力になりトラブルの早期発見に繋がった。	
		2	悪質事例の情報提供	消費生活センター	引き続き、市の公式LINEなどのSNSや広報特集号等を通じて、情報提供を行う	昨年度に引き続き、成年年齢引き下げに伴い狙われやすい若年者への注意喚起やガス給湯器や屋根工事の点検商法について、各種イベントを通じたチラシ配布、消費生活ニュース等に掲載するなど、紙媒体のみならずSNSを通じた発信により広く情報提供を行った。 防犯課と民生委員・児童委員の情報ネットワークを活用し、相談から得た市からの依頼を語る点検業者の手口を即時に情報発信した。 ・消費生活ニュース:毎月発行 11回 ・広報「消費生活特集号」発行(9月1日号)280,756部 点字広報22部、声の広報(テープ12部、デジジー27部、CD16部)、多言語対応アプリ	相談事例から、注意喚起が必要な情報を様々な手段で市民に周知することができた。	
		3	相談会の開催	消費者トラブルにあわないため、出張相談会などを開催します。出前講座やイベントなどの様々な機会での相談への周知を図ります。	消費生活センター	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施する。 また、各種講座の開催時には参加者へ消費生活センター相談窓口の周知を図り、民生児童委員、シニアクラブ連合会等の会合に進んで出向いていき、講座の周知や消費生活センター相談窓口の周知を図る。	・多重債務110番(4日間・5件) ・高齢者被害特別相談(3日間・21件) ・若者のトラブル110番(2日間・6件) ・出前講座(計10回・167名参加)	あらゆる機会を通じて、消費者トラブルへの注意喚起やエシカル消費の教育・啓発等を多くの市民に向けて行い消費者市民社会の実現を進めることができた。
		4	啓発活動の推進	消費生活啓発推進委員会と連携し、消費者被害の未然防止のための啓発活動を行います。	消費生活センター	事務効率を高めながら、効果的な啓発を行う。	・広報「消費生活特集号」発行(9月1日号) ・消費生活ニュース 毎月発行(計11回発行) 配架先をアルプス全店・コープみらい3店舗、他にSNSで発信 ・くらしのレポート 3回発行 ・環境フェスティバル参加 ・生涯学習フェスティバル参加 ・消費生活フェスティバル:2月開催 ・成人式(若者の消費者被害防止動画の公開) ・あきんど祭り	イベントの機会に消費生活啓発推進委員の協力のもと消費生活トラブル防止の啓発チラシを配布した。 また、消費生活ニュースについては、引き続き大型店舗事業所に配架するとともにSNSで広く発信し啓発に努めた。
		5	成年後見制度等の制度周知	安心して消費生活を送ることができるように、成年後見制度や権利擁護に関するパンフレットの配布、講座の開催などにより、制度の周知を図ります。	福祉政策課	講演会、学習会合わせて13回開催予定。パンフレットを必要時増刷予定。	講演会 2回開催 参加人数 44名 学習会 11回開催 参加人数 138名 講演会、学習会を13回開催。うち2回の福祉・医療関係者向けの学習会については、オンライン(Zoom)で開催した。また、学習会については、地域の相談窓口であるはちまるサポートが設置されている事務所や市民センターを中心に開催し、その地域にお住いの方に多く参加していただけた。 成年後見制度関連のパンフレットを八王子市を管轄する家庭裁判所立川支部にも設置していただき、八王子市民からの問合せ時に活用していただけるよう配付した。	引き続き、はちまるサポートが設置されている事務所や市民センターを中心に学習会を開催し、成年後見制度の周知に努める。

		事業名	主な取り組み	課名	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和5年度の実績(左記に対する実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)
【消費者被害の防止・救済】 3-2	(1) 相談体制の充実による救済の強化	1	消費生活相談員による相談の実施	消費生活センター	引き続き消費生活相談員による相談を、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら実施し、消費者被害の拡大防止・早期解決に努めるほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行う。消費生活相談員は随時専門研修等へ参加し専門的知識の向上を図る。	・消費生活相談件数 4,357件(うち多重債務相談件数74件、うち新型コロナウイルス関連10件) ・消費生活法律相談件数 105件	未然防止を含め約6,800万円もの救済に貢献した。
		2	多重債務相談の実施	消費生活センター	引き続き、消費生活相談員による相談を実施する。必要に応じて、法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。	・多重債務110番(4日間・5件) ・東京都による多重債務問題研修会への参加(多重債務問題庁内連絡会構成所管あて周知)	多重債務問題における庁内窓口職場での適切な対応方法等を学ぶ場として、今後、庁内連絡会をどのように活用していくか検討する余地があると捉えている。
		3	専門的な相談の実施	消費生活センター	引き続き、弁護士による消費生活法律相談を実施する。 ・弁護士相談 月2回 24回	・消費生活法律相談件数 105件	消費生活問題に関する法的なアドバイスによりトラブル未然防止や適切な対処につながった。
				八王子駅南口総合事務所	引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行う。 ・また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 ・総合市民相談会 令和5年(2023年)1月実施予定	・無料法律相談の実施、専門機関の案内を行った。 ・各所管が実施する庁内連絡会からの情報を担当内で共有した。 ・総合市民相談会を実施した。令和5年(2023年)6月11日(日)	年間を通して無料法律相談を実施した。また、専門機関の案内等を行った。 【令和4年度(2022年度)相談予約件数】 法律相談予約 1,599件
4	特別相談の実施	東京都と連携し、多重債務・インターネット・賃貸住宅などの特別相談を行います。	消費生活センター	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施する。	多重債務110番(4日間・5件) 高齢者被害特別相談(3日間・21件) 若者のトラブル110番(2日間・6件)	都との連携により市内に広く各種特別相談の相談先を周知したことで、消費者トラブルを抱えた市民の救済に役立てることができた。	
消費者被害の救済	(2) 関係機関と連携した事業者指導	1	悪質事業者の公表・指導	消費生活センター	引き続き、国や東京都などの関係機関と連携し、消費者被害の防止に努める。	警察署、国・都からの照会に対し、相談情報の提供を実施した。 国・東京都 13件 警察署 14件	警察や国・都と連携し、悪質業者による不適正な取引行為の防止につながった。
		2	商店会、商工会議所との連携	消費生活センター	商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 立入検査実施時期:(前期)6月・7月 (後期)10月・11月	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。 【立入検査】 検査時期:6月~8月 検査地域:南東 検査戸数:46件 検査個数:944個 検査時期:10月~11月 検査地域:南西 検査戸数:31件 検査個数:857個	商品量目立入検査を実施し、適正な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。
	(3) 専門的な相談員の向上	1	相談員の専門的知識の向上	消費生活センター	引き続き、(独)国民生活センターや東京都等が実施する専門的な研修に参加し、消費生活相談員の相談業務に係る専門的知識の向上を図る。	(消費生活相談員の研修受講回数) ・国民生活センター 研修:24回 ・東京都研修 :48回 ・その他(民間団体・機関等による研修):21回	相談員が年間3回の国民生活センター研修を受講できるよう計画したほか、専門知識の習得に積極的に励めるよう、引き続き、予算や人員体制の確保に努めていく。